

■ 第 5 回 多摩川下流部水面等利用者協議会 議事要旨 (平成 18 年 7 月 4 日)

<計画書関連議事>

- (1) 多摩川下流部不法係留船対策に係る計画については、今回の協議会で承認される。今後、当計画に基づき不法係留船対策を進めてゆく。
- (2) 業をなしている船舶については、プレジャーボートとは明確に峻別して、許可について最大限尊重する。
- (3) 多摩川下流部の係留施設及び係留船舶の防災機能については、その地域地域の背景や特性に則って、個別に今後検討実施してゆく。
- (4) 船溜まりは、緊急時の避難場所であり、平常時は空けておくことが大前提である。この前提を崩さず、不公平感の無いように地元漁協、遊漁船業者と協議の上、船溜まりの平常時・緊急時の利用ルールを今後検討する。

<仮棧橋関連議事>

暫定係留施設および仮棧橋の管理については、洪水時に船舶や係留施設が流され、業をなしている者の既占用物件への損傷等、不安感を与えない管理体制及び利用ルールの確立が不可欠であり、仮棧橋に係留する船舶所有者には、船舶の管理が自己責任であることを十分に説明する。

<その他>

- (1) 管理用通路での路上駐車については、今後の管理用通路の利用ルールづくり中で、当協議会とは別の場で、国土交通省と遊漁船業者間等で継続審議を行う。
- (2) 今後、羽田地区から当協議会での審議対象である多摩川下流部全域での対策を進めるにあたっては、新たなメンバーの追加、関係者へのヒアリング等適切に進めてゆく。

